

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年8月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800028号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800014号

第1 結論

昭和46年6月から昭和51年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年6月から昭和51年9月まで

私は、昭和46年の春頃に、大学を中途退学しフリーアルバイターをしていた。そのことを心配した、私の父が昭和46年6月頃に国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてきていたと思う。昭和47年4月頃に実家があったA市から大学生の頃からずっと住んでいたB市に住民票を異動したと思われるので、父はA市で国民年金の加入手続を行っていたのではないかと思う。その後、私が結婚したときに、父から「年金保険料を支払うのをやめるから旦那さんに国民年金保険料を払ってもらいなさい。」と言われた記憶がある。60歳になって送られてきた年金加入記録を見て、私が持っている年金手帳には昭和46年6月*日に被保険者資格取得し昭和51年10月25日に被保険者資格を喪失した日の記載があるのに、保険料の納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の父が、昭和46年6月頃にA市で国民年金の加入手続をし、結婚するまで国民年金保険料の納付をしてきていたと主張しているが、加入手続及び保険料納付をしたとする請求者の父は既に亡くなっており、当時の事情を聴取できず、請求者自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、請求者は、昭和47年4月頃に実家のあったA市から大学生の頃からずっと住んでいたB市に住民票を異動したと思われるとしており、B市は、住民票の異動と別に国民年金の住所変更手続が必要であると回答しているところ、請求者は住民票の異動については記憶しているものの国民年金の住所変更手続を行った記憶はないし、国民年金保険料納付書が自宅に送付された記憶もなく、婚姻前の国民年金のことは全く分からないとしている。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び国民年金保険料納付日から、昭和55年12月頃に請求者がB市において払い出されたものと

推認され、請求者は、昭和 55 年 12 月 23 日に任意加入手続を行っていることから、この頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、請求者が大学を中途退学したと思われる昭和 46 年 6 月 * 日に遡って強制加入被保険者資格取得日として、請求者の夫の厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和 51 年 10 月 25 日を強制加入被保険者資格喪失日としたものであると推認されることから、当該任意加入時点では請求期間は時効により保険料を納付できない期間である。

なお、請求者は、請求者の父から年金手帳が昭和 51 年 11 月頃に送られてきたと主張しているが、当該年金手帳には B 市で払い出された国民年金手帳記号番号が記載され、請求期間当時に実家のあった A 市及び昭和 47 年 4 月頃に住民票を異動した際の異動先住所である B 市 C * - * - * の住所のいずれの記載もないこと及び請求者の旧姓の氏名が記載されていないことから、当該年金手帳は昭和 55 年 12 月 23 日に任意加入したときに交付されたものと考えられ、請求者の主張と一致しない。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者が所持する年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が A 市で払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査、並びに A 市における昭和 46 年 6 月から昭和 47 年 4 月頃までの期間に A 市で払い出された国民年金手帳記号番号の全件確認調査を行ったが、国民年金手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800130号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800015号

第1 結論

昭和51年9月から昭和55年5月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年9月から昭和55年5月まで

請求期間に係る国民年金保険料を納付しなければ、年金福祉事業団(現在は、独立行政法人住宅福祉医療機構)の年金住宅融資を受けることができなかったため、昭和55年6月28日頃だったと思うが、夫が私の国民年金の加入手続を行い、その頃、請求期間に係る保険料を夫がまとめて1回で納付した。付加保険料も納付できるという説明を受けていれば、前述の保険料(定額保険料)と併せて夫がまとめて1回で納付したと思う。請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和55年6月28日頃だったと思うが、夫が国民年金の加入手続を行い、その頃、請求期間に係る国民年金保険料(定額保険料及び付加保険料)を夫がまとめて1回で納付したと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和55年6月頃に払い出されたものと推認され、請求者の所持する年金手帳、A町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求者は、昭和55年6月28日に任意加入被保険者の資格を取得していることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務は生じておらず、制度上、請求期間に係る保険料(定額保険料及び付加保険料)を納付することができない。

また、請求者は、国民年金の加入手続を行った頃にまとめて1回で保険料を納付したとする以外、保険料納付について具体的な陳述はなく、加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の夫は既に亡くなっており当時の事情を聴取することができないため、保険料納付状況は不明である。

なお、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付しなければ、年金福祉事業団の年金住宅融資を受けることができなかったと主張しているが、i)独立行政法人住宅福祉医療機構

から提出された年金福祉事業団の「昭和57年度被保険者住宅資金貸付業務委託事務取扱要領」によると、住宅融資の借入申込日の属する月前の直近の基準月（1月、4月、7月及び10月）の前月に国民年金保険料の免除を受けていないものであって、借入申込日の属する月前の直近の基準月の前月まで連続する24月が国民年金の保険料納付済期間であることがその借入条件とされているところ、請求者は、昭和55年6月から1月の空白なく保険料を納付していることから、昭和57年5月に納付済期間が24月に達し、基準月が7月であることから住宅融資の借入申込みは同年8月以降可能になること、ii) 不動産登記簿謄本には、昭和58年2月4日に建物登記し、同年3月5日には、年金福祉事業団から借り入れた金銭を担保するため建物に抵当権が設定されていることを踏まえると、請求者は、年金住宅融資を申し込むために昭和55年6月に任意加入し、当該月以降将来に向かって保険料を納付したことにより当該融資を申し込むことができたものと考えられる。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、請求者が請求期間について定額保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。